

問Ⅱ - 7 - ⑤（社員総会及び評議員会の議事録への記名押印）

社員総会及び評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する
必要がありますか。

答

- 1 社員総会（又は評議員会）の議事録は、社員総会（又は評議員会）が開催された日時及び場所、社員総会（又は評議員会）の議事の経過の要領及びその結果、社員総会（又は評議員会）に出席した理事、監事、（評議員、）会計監査人の氏名又は名称等を内容とするものでなければなりませんとされています（一般社団・財団法人法第57条第1項、同第193条第1項、一般社団・財団法人法施行規則第11条3項、同第60条3項）。

ただし、社員総会（又は評議員会）の議事録は、社員総会（又は評議員会）の記録・証拠にすぎず、理事会の議事録のように出席理事等の署名又は記名押印から生ずる特別の法的効果（一般社団・財団法人法第95条第5項参照）はないことから、一般社団・財団法人法及び一般社団・財団法人法施行規則では、理事等の議事録への記名押印は、特に必要とされていません（注1）。

- 2 しかし、議事録の原本を明らかにし、改ざんを防止する観点、登記申請代理の委任者と受任者との間のトラブルを防止する観点等から、社員総会（又は評議員会）の議事録についても、議事録作成者が常に記名押印を行うことが望ましいものと思われます。

また、このような観点だけでなく、関係法令の規定（注2）等を考慮すれば、社員総会については議長及び出席した理事、評議員会については出席した評議員及び理事（及び議長）が記名押印をすることが有用な取扱いと考えられます。

（注1）理事会の議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならないこととされています。定款で、記名押印すべき出席理事を、出席した代表理事と定めることもできます（一般社団・財団法人法第95条第3項）が、このような定款の定めを設けた場合であっても、代表理事が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならず、また、複数名の代表理事が出席した場合、出席した代表理事の全員（及び出席した監事の全員）が記名押印しなければなりません。

（注2）一般社団法人等登記規則により、社員総会（評議員会）の決議により代表理事（各自代表の理事を含む。）を定めた場合には、いわゆる議事録署名人が定められたか否かにかかわらず、その議事録に変更前の代表理事が届出印を押印していない限り、議長及び出席理事の全員が議事録に押印しなければならず、代表理事の変更の登記申請書

に当該押印に係る市町村長作成の印鑑証明書を添付するものとされています（一般社団法人等登記規則第3条において準用する商業登記規則第61条第4項第1号）。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第57条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2～4 （略）

一般社団・財団法人法第95条 （略）

2 （略）

3 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 （略）

5 理事会の決議に参加した理事であって第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

一般社団・財団法人法第193条 評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2～4 （略）

一般社団・財団法人法施行規則第11条 （略）

2 （略）

3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 社員総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は社員が社員総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 社員総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第七十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）

ロ 法第七十四条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）

ハ 法第百二条

ニ 法第百五条第三項

ホ 法第百九条第一項

へ 法第九十九条第二項

四 社員総会に出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

五 社員総会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 (略)

一般社団・財団法人法施行規則第 60 条 (略)

2 (略)

3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、会計監査人又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第七十七条において準用する法第七十四条第一項（法第七十七条において準用する法第七十四条第四項において準用する場合を含む。）

ロ 法第七十七条において準用する法第七十四条第二項（法第七十七条において準用する法第七十四条第四項において準用する場合を含む。）

ハ 法第九十七条において準用する法第二条

ニ 法第九十七条において準用する法第五条第三項

ホ 法第九十七条において準用する法第九十九条第一項

へ 法第九十七条において準用する法第九十九条第二項

五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 (略)

商業登記規則第 61 条 (略)

2～5 (略)

6 代表取締役又は代表執行役の就任による変更の登記の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。ただし、当該印鑑と変更前の代表取締役又は代表執行役（取締役を兼ねる者に限る。）が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りでない。

一 株主総会又は種類株主総会の決議によつて代表取締役を定めた場合 議長及び出席した取締役が株主総会又は種類株主総会の議事録に押印した印鑑

二・三 (略)

7～11 (略)

一般社団法人等登記規則第3条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）（略）

第六十一条第一項及び第四項から第八項まで（略）の規定は、一般社団法人等の登記について準用する。（略）